

会 議 録（要点記録）

会議名称	平成28年度 第2回大空町自治推進委員会	
開催日時	平成29年 2月 9日（木）	13時30分から 14時30分まで
開催場所	大空町役場庁舎 3階2号会議室	
出席者の氏名	<p>町民自治推進委員会 出席者氏名（敬称略）</p> <p>委員長：皆川 正人／副委員長：沼田 達五郎</p> <p>委員：渡辺 忍／古田 牧子／千葉 裕司／川村 淳</p> <p>山下町長</p> <p>事務局：林 総務課参事／阿部 総務課企画グループ主査</p>	
実施内容	<p>大空町自治基本条例の見直しについて（内容の最終検証）</p> <p>大空町自治基本条例の見直しについて（答申）</p>	
会議資料の名称	<p>大空町自治基本条例の見直しに関する検証結果報告書（原案）</p> <p>大空町自治基本条例の見直しについて（答申案）</p>	
審議内容及び結果	<p>○開会</p> <p>○委員長挨拶</p> <p>お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>本日の議題は、「大空町自治基本条例の見直しについて」です。</p> <p>平成28年3月25日に町長から諮問された内容であり、本日の会議で委員会の検証結果をまとめ、委員会での合意を得た後に町長へ答申したいと考えています。</p> <p>○議事</p> <p>「大空町自治基本条例の見直しについて」</p> <p>委員長：資料に基づき、事務局に説明させます。</p> <p>事務局：〔資料（検証結果報告原案）に基づき説明〕</p> <p>委員長：事務局から、資料に基づき説明を受けました。前回までの委員会での審議、検証結果と現在の社会情勢等を踏まえ、見直すべき点はないとした内容となっています。</p> <p>委員各位から、意見等はありませんか。</p>	

副委員長：条例第11条第5項では未成年も町政に参加できるとされています。未成年も町民であり、この部分で具体的に示す必要があるのでしょうか。

総務課参事：見直しのポイントとして、「社会情勢等を踏まえ」という点があります。公職選挙法の改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられていますが、民法上の成年要件は20歳以上と変わっていません。今後、民法の成年年齢の見直し等を踏まえ、議論する必要性もあるものと考えられます。

委員長：公職選挙法の改正により選挙権年齢が引き下げられましたが、条例第11条第5項に規定される具体的な年齢までは、見直す必要はないとしたものです。

副委員長：承知しました。結構です。

委員長：そのほか、御意見などはありませんか。

〔意見等なし〕

委員長：御審議いただき、ありがとうございました。

ただいま、前回までの当委員会における審議内容を踏まえ作成した検証結果報告書原案を確認いただいたところですが、その内容のとおり「条例を見直す必要はない」ことを委員会における最終の検証結果としてよろしいですか。

〔各委員 異議なし〕

委員長：御異議ありませんでしたので、諮問事項に対する当委員会の最終検証結果を「条例を見直す必要なし」としたいと思います。本内容のとおり、町長へ答申したいと思います。

続いて、答申案の内容を確認したいと思います。

〔事務局 答申案配付・朗読説明〕

委員長：答申案について、説明されました。

答申案は、全体的に適正な運用がされており、社会情勢等を見ても「条例を見直す必要はない」としています。

附帯意見として、条例見直しの必要はないが、条例の実効性を高めるため「町民意見の公募（パブリックコメント）を実施しても意見ゼロの事例もあり、他の町民参加手法の併用を検討することが望ましい」、「審議会委員の公募に応募がない事例もあり、町民が参加しやすい環境整備の工夫が望ましい」という2点を示した内容となっています。

本案のとおりで良いかお諮りします。いかがでしょうか。

〔各委員 異議なし〕

委員長：御異議ありませんでしたので、本内容により町長へ答申したいと思います。

ここで、しばらく休憩します。

〔暫時休憩、町長 委員会へ出席〕

委員長：議事を再開します。

ただいま、町長に当委員会へ出席いただきました。

ここで委員会を代表し、私から町長へ答申書をお渡ししたいと思います。

〔委員長 答申書朗読、検証結果報告書とあわせ答申書手交〕

委員長：ただいま、町長へ答申いたしました。

ここで、山下町長から一言御挨拶いただきたいと思います。

山下町長：長期間にわたっての委員会における議論に感謝申し上げます。

ただいま答申いただきました。条例を見直す必要はないものの、条例の実効性を高めるためとしての意見をいただいたところであり、私の考えに通じる内容であると感じているところです。今後町政を執行していくうえで、町民の皆さんの多様な意

見の集約は必要不可欠です。行政側としても分かりやすい資料を用意し丁寧に説明しながら、町民の皆さんが積極的に参加してくださるような町民参加環境の改善に努力してまいりたいと考えています。

自治基本条例は、大空町の最高規範と位置付けられています。このことから、時代に即した内容であるかどうか定期的な見直しが必要となってきます。

町民委員会の皆さんには、今後もまちづくりを進めていくうえでの御助言等をくださいますようお願いと、これまでの議論、答申に改めてお礼申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

委員長：山下町長、ありがとうございました。

委員各位におかれましては、長期間にわたり御審議くださり、ありがとうございました。委員各位の御協力により、本日の会議をもって町長から諮問された内容に関する審議を終え、答申することができました。改めてお礼申し上げます。

今後も大空町の自治推進のため、当委員会の運営に御協力くださいますようお願い申し上げます。

以上で会議を閉じたいと思います。ありがとうございました。